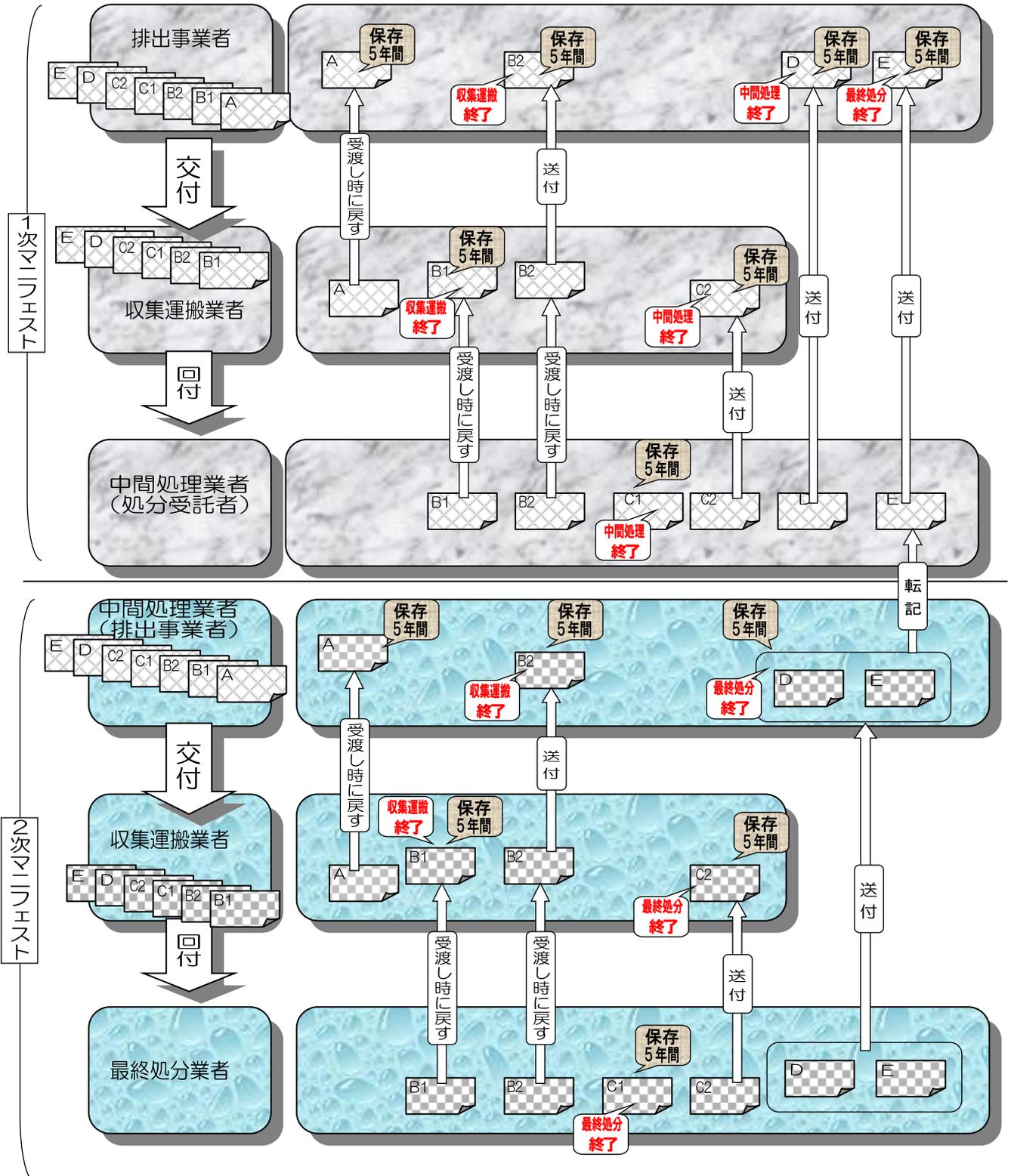


マニフェスト制度の仕組み

- (1) 7枚複写（積替え・保管用は8枚）のマニフェストに（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する者が自ら（特別管理）産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等の必要事項を記載し、（特別管理）産業廃棄物を運搬受託者に引き渡す際に記載内容を双方が確認のうえ交付します。下図のように1次マニフェストと2次マニフェストがあります（直接最終処分する場合は1次マニフェストのみ）。



- (2) 排出事業者は、所定欄に収集運搬業者の署名を受け、控えの「A票」を受け取ってください。

なお、「A票」は交付の日から5年間保存しなければなりません。

- (3) 収集運搬業者は、運搬が終了したときは、運搬終了日から10日以内に所定欄に運搬終了年月日等を記載して、その写し「B 2票」を排出事業者に送付しなければなりません。一方、マニフェスト「C票」「D票」「E票」を処分受託者に回付しなければなりません。
- (4) 処分業者は、（特別管理）産業廃棄物の中間処理（焼却・破碎等）を終了したときは、処分終了日から10日以内に所定欄に処分年月日・担当者名を記載して、その写し「C 2票」を収集運搬業者、「D票」を排出事業者に送付しなければなりません。
- (5) また、中間処理によって生じた中間処理後物については、中間処分業者が2次マニフェストを交付して最終処分（埋立等）しますが、最終処分後10日以内に必要事項が記入された「E票」が中間処分業者に返送されます。中間処分業者は、最終処分業者からE票が返送されてから10日以内に、処分された日を1次マニフェストの「E票」に転記して排出事業者に送付しなければなりません。

排出事業者の責務

- (1) 「B 2票（運搬終了の報告票）」、「D票（中間処理終了の報告票）」、「E票（最終処分終了の報告票）」の送付を受けた時に、それぞれ「A票」と照合し運搬処分の終了を確認します。
- (2) 処理を委託したにもかかわらず、所定期限内（産業廃棄物 90日、特別管理産業廃棄物 60日）に「D票」が、また180日以内に「E票」が返送されてこないときは、その処理の状況を確認するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置等を講じ、それぞれの期限後30日以内に、神戸市に措置内容報告書を提出しなければなりません。
- (3) 「A票」は交付の日から「B 2票」「D票」「E票」は送付を受けた日から、それぞれ5年間保存しなければなりません。

収集運搬受託者・処分受託者の責務

- (1) 排出事業者それぞれ「B 2票」、「D票」、「E票」を送付し、運搬又は処分（最終処分を含む。）終了を報告します。
- (2) 収集運搬受託者は「B 1票」「C 2票」を、処分受託者は「C 1票」を、交付日又は受領日より、それぞれ5年間保存しなければなりません。
- (3) 運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていない場合は、（特別管理）産業廃棄物の処理を受託できません。